

## うべポイント対象活動カレンダーに関する運用規程

この運用規程は、宇部市公式ウェブサイト（以下、「市公式ウェブサイト」という。）に Google カレンダー（以下「うべポイント対象活動カレンダー」という。）を表示することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

- 1 市公式ウェブサイトでうべポイント対象活動カレンダーを運用することにより、効果的な情報発信や利便性の高い行政サービスの提供を図ることを目的とする。

### （適用）

- 2 この運用規程は、宇部市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、Google アカウント（以下「当アカウント」という。）を利用して情報を発信する際に適用する。

Google アカウント名	ID
市民活動課	siminkdl
広報広聴課	ubecityoffice
北部地域振興課	hokubushien5800
スポーツ振興課	ubeshisport
環境政策課	ubecity.kankyo
健康増進課	kkpass.ube.hose
保険年金課	hokennenkinkal870

### （管理者及び運用者）

- 3 管理者は、うべポイント対象活動カレンダーの設定の変更、運用、更新等を行う権限及び責任を有し、宇部市市民環境部市民活動課長をもって充てる。
- 4 運用者は、うべポイント対象活動カレンダーに関して、管理者の指示等に従い、設定変更、運用、更新等の作業を行い、市民活動課職員及びその他関係各課が必要と認める職員をもって充てる。

### （提供する情報等）

- 5 うべポイント対象活動カレンダーで提供する情報は以下のとおりとする。  
なお、情報を発信する課等は、課等の単位で情報を発信し、その課等の長が情報発信の責任を負うものとする。
  - (1) 地区の清掃や防災活動などの地域活動情報等
  - (2) 地区のイベント情報等
  - (3) 健康づくり活動などのイベント情報等
  - (4) その他管理者が適当と認めるもの

(意思決定)

6 情報発信については、原則として情報発信する課等の長の承認を必要とする。

(遵守事項)

7 法令、ガイドライン及びこの運用規程を遵守すること。

(登録の解除等)

8 管理者は、法令、ガイドライン及びこの運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その課等の発信を止めさせることができる。

(協議事項)

9 この規程に定めていないものについては、管理者と情報を発信する課等の長が協議して定めるものとする。

(個人情報)

10 個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に収集、利用及び管理するものとする。

11 当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しない。

附 則

この運用規程は、令和8年1月29日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和8年4月1日から施行する。